

伊東国際交流協会規約

(名称)

第1条 この協会は、伊東国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、伊東市松川町3番4号 太田ビル2階に置く。事務所と団体の所在地が同一である。

(目的)

第3条 協会は、伊東市民と外国の人々との友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ、産業、経済等のあらゆる分野にわたる交流を基に、国際観光温泉文化都市にふさわしい伊東市のまちづくり・人づくりに寄与するとともに、世界平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 国際交流に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流に関する調査及び研究
- (3) 国際交流に関する広報啓発事業の計画及び実施
- (4) 国際交流団体との連携及び情報交換
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(会員の種類及び会費)

第5条 協会の会員の種類及び会費区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員は、個人会員とする。
- (2) 賛助会員は、団体会員及び法人会員とする。
- 2 協会の事業について協力を得るため、国際交流ボランティア、各種団体等の協力会員を置くことができる。
- 3 会費は別表1に掲げる額とする。ただし、特別の事情があると会長が認めた会員については、会長が理事会に諮って会費を減免することができる。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 30名以内
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第7条 理事及び監事は会員の互選による。

- 2 会長、副会長及び専務理事及び理事は、会長、副会長、専務理事及び三専門委員長による会議で推薦し、理事会の承認によりそれぞれ選出する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 第13条に規定する委員会の委員長及び、副委員長(1人)は、理事を兼ねるものとする。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総務するとともに、理事会及び総会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。
- (3) 専務理事は、会長、副会長を補佐し、協会の会計を掌る。
- (4) 理事は、理事会を構成し、協会の運営について協議する。
- (5) 監事は、協会の会計及び業務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、第12条第2項第4号に定める、総会での承認を得てから2年後の総会までとし、再任は妨げない。ただし、補欠に選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。また、団体を代表する役員の場合には、その任期が満了したとき、その団体の申し入れにより新役員と交代することができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第10条 協会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べるができる。

(理事会)

第11条 理事会は、協会の運営に関する重要事項について協議する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事会の3分の1以上からの要請があったときに、招集する。
- 3 会長は、理事会の会議に必要があると認めたときは、理事以外の者の出席を求めることができる。
- 4 理事会は、会長、副会長、専務理事、理事をもって構成する。

(総会)

第12条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長又は理事会が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、次の事項を審議し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 収支予算及び収支決算に関すること。
 - (3) 規約の制定、改廃に関すること。
 - (4) 役員承認に関すること。
 - (5) その他、会長が特に必要と認めたもの。

(委員会)

第13条 協会の事業を円滑に推進するため、次に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 事業委員会
- (2) 都市交流委員会
- (3) 広報委員会
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、会員の中から会長が理事会に諮り委嘱する。
- 3 委員会の委員任期は、2年とし再任を妨げない。
- 4 委員会は、委員長が必要と認めるときに、これを召集する。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、補助金、負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(基金)

第15条 協会に基金を設けることができるものとする。

2 基金は、国際交流の推進を図るために実施する事業等に要する、経費に充てることを目的と

とする。

3 基金は、国際交流等に関する寄付金、補助金等をもって積み立てる。

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り決定する。

附則

1 この規約は、平成 8年5月26日から施行する。

2 この規約は、平成10年4月26日から施行する。

3 この規約は、平成12年4月29日から施行する。

4 この規約は、平成16年4月27日から施行する。

5 この規約は、平成18年4月24日から施行する。

6 この規約は、平成26年5月22日から施行する。

7 この規約は、平成29年4月19日から施行する。

別表

項 目	金 額
個人会員	年額 2,000円
団体会員	年額 5,000円
法人会員	年額10,000円